

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

1. 改正の趣旨

- 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「令和7年改正法」という。）において、企業型確定拠出年金加入者掛金の上限が撤廃されたことを踏まえ、確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「DC法」という。）第4条第1項第8号（DC法第5条第4項において準用する場合も含む。）の規定に基づき、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（現状）

- 企業型確定拠出年金（以下「企業型DC」という。）は、企業年金であるため事業主による掛金の拠出が前提となるが、事業主が作成する企業型DCに係る規約において企業型DC加入者が掛金を拠出することができる旨を定めることができることとされている（DC法第3条第3項第7号の2）。

その場合には当該加入者の掛金（以下「企業型DC加入者掛金」という。）の額が事業主掛金の額を超えないように企業型DC加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められていなければならないとされている（令和7年改正法による改正前のDC法第4条第1項第3号の2）。

- また、確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下「DC令」という。）第6条第4号においては、企業型DC加入者掛金の拠出がされる場合の要件について規定しており、同号ハにおいて加入者掛金の額の変更について定めているところ、加入者掛金の額は企業型DCの拠出単位期間において、1回に限り変更することができることとしている（以下「加入者掛金の変更回数の制限規定」という。）。

その趣旨は、掛金額の頻繁な変更や拠出が可能となるときのみ拠出する所謂“あるとき払い”を認めると、一般の貯蓄や投資と同様になり、老齢期における資産の確保を名目に税制優遇された「年金」として位置付けることが難しくなるという点を勘案してのものである。

- 一方、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外にあたる場合として同号ハにおいて「企業型DC加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより事業主掛金の額が企業型DC加入者掛金の額を下回る場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合」が規定されている。

（改正の内容）

- 今般、令和7年改正法において改正前DC法第4条第1項第3号の2が削られることにより、企業型DC加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないという上限規制が

撤廃され、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外として「企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより事業主掛金の額が企業型 DC 加入者掛金の額を下回る場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合」を含める必要がなくなったことに伴い、DC 令第 6 条第 4 号ハの当該場合を削り、当該場合を加入者掛金の変更回数の制限規定に含め、1 回分としてカウントすることとする。

【被改正省令】

- DC 令

3. 根拠条項

- ・ DC 法第 4 条第 1 項第 8 号（DC 法第 5 条第 4 項において準用する場合も含む。）

4. 施行期日等

- 公布日：令和 7 年 12 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 7 年改正法附則第 1 条第 1 項第 9 号に掲げる規定（令和 7 年改正法第 29 条中 DC 法第 4 条第 1 項第 3 号の 2 の改正規定に限る。）の施行の日（令和 8 年 4 月 1 日）（予定）